

保育所・認定こども園・幼稚園 小規模保育事業所

ご利用ガイドブック

- ① 支給認定の申請について
- ② 入所・入園の手続きについて

平成31年度



いせし けんこうふくしぶ こどもか
伊勢市 健康福祉部 こども課

電話 0596-21-5579 (直通)

① 支給認定の申請について

支給認定とは？

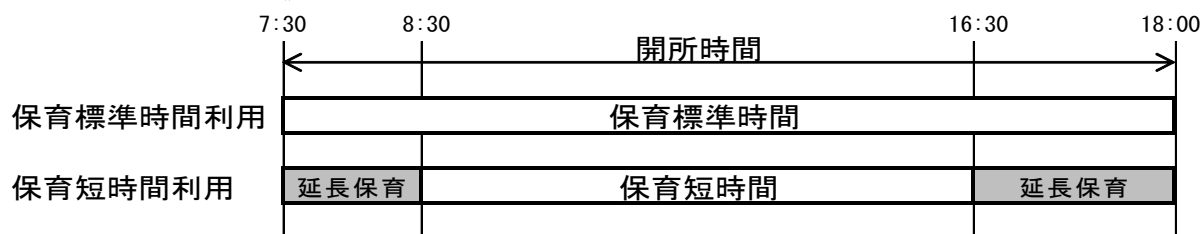
幼稚園（一部園を除く）・保育所・認定こども園などを利用する際に認定を受けていただく必要があります。認定は、保護者の就労状況や希望に応じ、「**教育標準時間認定（1号認定）**」「**満3歳以上・保育認定（2号認定）**」「**満3歳未満・保育認定（3号認定）**」の3つに区分されます。

また、保育認定を受ける場合、保育の必要量により「**保育標準時間**」「**保育短時間**」に分かれます。

認定区分	内容	利用先
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上で、教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園
2号認定 (満3歳以上・保育認定)	満3歳以上で、保育を必要とする場合	保育所 認定こども園
3号認定 (満3歳未満・保育認定)	満3歳未満で、保育を必要とする場合	保育所 認定こども園
保育必要量区分（2号認定・3号認定のみ）		
保育標準時間 (最長11時間利用)	父母の両方が下記のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・月120時間以上の就労 ・ " の親族等の介護または看護 ・ " の保護者の就学 ・妊娠・出産→産前8週間または産後8週間 ・災害復旧 ・虐待またはDV 	
保育短時間 (8時間利用)	父母のどちらかまたは両方が下記のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・月48時間以上120時間未満の就労 ・月120時間未満の親族等の介護または看護 ・ " の保護者の就学 ・疾病または障がい ・求職活動 ・育児休業中の保育所継続利用（既入所児童のみ） 	

※保育標準時間・保育短時間の時間帯は施設によって異なります

《利用時間のイメージ》



支給認定の有効期間

保育を必要とする事由	認定の有効期間
就労	小学校就学まで
保護者の疾病、障害 親族等の介護、看護 災害復旧 虐待やDV	小学校就学まで ※保育の必要性がなくなった場合は、その時点まで
妊娠・出産	出産(予定)日の8週間前の日が属する月の初日から出産(予定)日の8週間後の日が属する月の末日まで(※)
求職活動	有効期間の開始日から90日を経過する日が属する月の末日まで(※)
育児休業中の保育所継続利用 (既入所児童のみ)	育児休業取得期間の満了する日まで(※)
保護者の就学	保護者の卒業予定月の月末まで(※)

※有効期間内に小学校就学の始期に達する場合、小学校就学まで

- ・1号認定の有効期間は一律、小学校就学までです。
- ・子どもが満3歳未満の場合、満3歳に到達する前々日までが有効期間となり、満3歳到達時に新しい支給認定証を交付します。
- ・認定の有効期間の満了後も引き続き保育所・認定こども園(保育認定)の利用を希望する場合は、再度認定の申請をしていただく必要があります。(保育を必要とする事由に該当しない場合は、継続利用できません)

認定に必要な書類

保育を必要とする事由	必要書類	添付書類(例)
就労(会社員など被雇用者)		なし
育児休業中の保育所継続利用	就労(予定)証明書	育児休業取得期間証明書 等 ※就労(予定)証明書に記載があれば省略可
就労(自営・法人代表者等)	就労(予定)申告書	確定申告書の写し 開業届の写し 登記簿謄本の写し 等
妊娠・出産	家庭状況申告書	母子手帳等分娩予定日または誕生日が分かるもの
保護者の疾病、障害		診断書 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 等
親族等の介護、看護		被介護者、被看護者の診断書 等 介護、看護の状況等がわかる書類
災害復旧		申立書、り災証明書 等
求職活動		雇用保険受給者資格証、ハローワークカード 等
保護者の就学		在学証明書、学生証等在学期間の分かるもの 時間割等スケジュールが分かるもの
虐待やDV		配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等

認定内容の変更・取消について

○支給認定後世帯状況に次のような変更があった場合は、各園にお申し出ください。

- ・保育を必要とする事由の変更
- ・お子さま及び保護者の氏名、住所変更
- ・世帯員の増減
- ・保護者の転職、勤務時間の変更 等

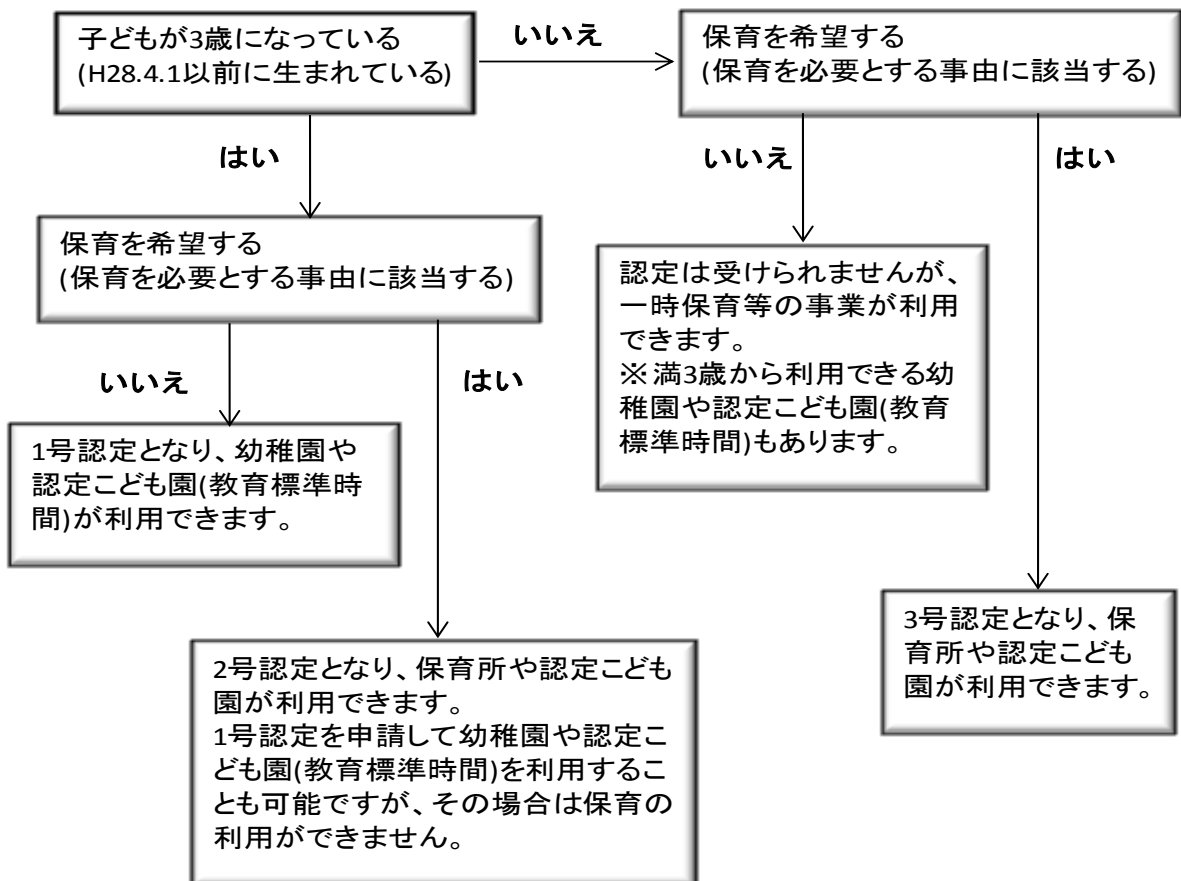


○保育認定を受け施設を利用している方には、年1回保育の必要性の確認(現況確認)を行います。保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、保育認定を取り消すことがあります。保育認定を取り消されると、保育所・認定こども園(保育認定)を利用できなくなります。

○保育所・認定こども園(保育認定)に入所後も、無断または特別な理由がなく長期間登園がない場合、認定の有効期間中であっても、施設の利用決定を取り消す(退所となる)ことがあります。

② 入所・入園の手続きについて

利用できる施設について



保育所・認定こども園・幼稚園の入所(園)手続きについて

保育（2号・3号認定）を希望…保育認定を受けていただいてから入所申込みを行います。（認定の申請と入所申込みを同時に行うことができます。）

教育（1号認定）を希望…園に利用申込みを行い、園を通じて認定の申請をします。（入園手続き等詳しくは各園にお問い合わせください。）

○保育所・認定こども園(2号・3号認定)の申込方法

- ① ・市に「保育の必要性」の認定を申請 ※「③」と同時にできます。
- ② ・市から認定証を交付（2号・3号認定）
- ③ ・市に保育所等の利用希望を申込み（希望する施設名などを記載）
- ④ ・申請者の希望、施設の状況などにより、市が利用を調整
- ⑤ ・利用先の決定後、契約

○認定こども園(1号認定)・幼稚園の申込方法

- ① ・園に利用申込み
- ② ・園を通じて利用のための認定を市に申請※¹
- ③ ・園を通じて市から認定証を交付（1号認定）
- ④ ・利用決定

※¹ 神宮高倉山幼稚園・神宮五十鈴川幼稚園については、支給認定を受けていただく必要はありません。



申請時期について

【1号認定】

★しごうこども園・公立幼稚園

・4月に入園(次年度入園)をご希望の場合

例年9月から申込書等を配布し、10月に申込みを受け付けています。各園所定の入園願書に必要事項を記入し、希望する園に提出してください。

★私立認定こども園・私立幼稚園

・4月に入園(次年度入園)をご希望の場合

9月に申込みを受け付けています。各園所定の入園願書に必要事項を記入し、希望する園に提出してください。

・年度途中の月に入園をご希望の場合

年度の途中であっても、定員に余裕があれば入園できます。各園所定の入園願書に必要事項を記入し、希望する園に提出してください。

【2号・3号認定】

★保育所・認定こども園

・4月に入所(次年度入所)をご希望の場合

例年9月から申込書等を配布し、10月に申込みを受け付けています。

・年度途中の月に入所をご希望の場合

年度の途中であっても、定員に余裕があれば入所できます。

毎月20日(土・日・祝日にあたり、その直前の平日)で申込みを締め切り、翌月1日付けで入所となります。

申請先

①第一希望が公立施設・・・各公立保育所、しごうこども園

②第一希望が私立施設・・・こども課(市役所東庁舎2階)

※面接を行いますので、お子さまとご一緒にお越しください。

・手続きに必要なもの

①支給認定申請書兼入所申込書(施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼特定教育・保育施設等入所(園)申込書…各施設・市役所こども課で配布しています。

②母子手帳

③印鑑(認印で結構です)

④保護者の個人番号カード

※お持ちでない方は、個人番号通知カード(または個人番号の確認できる住民票等)と運転免許証、パスポート等の顔写真付の身分証明書等をお持ち下さい。保護者以外の方が代理で申請される場合、委任状、保護者の個人番号カード等と代理申請者の顔写真付の身分証明書等が必要です。